

(通年募集)海老名市パートタイム会計年度任用職員勤務条件書 募集番号 (教支 - 15)

| | | |
|---------------------|---|------------------------------------|
| 所 属 | 教育部 教育支援課 | 連絡先: 046-235-4919(直通) 担当者名:指導係 土屋 |
| (勤 務 場 所) | □海老名市役所 ■えびなこどもセンター ■その他(市内各中学校) | |
| 職 種 | 部活動指導員 | 募 集 人 数 |
| (免 許 ・ 資 格 要 件 等) | 令和6年4月1日時点で18歳以上の人に限る。免許・資格要件はないが、中学校の教育計画、指導方針等に基づき、教育活動として部活動の指導を行える者とする。 | 募 集 人 数 |
| (業 務 内 容) | 市立中学校部活動における、技術的な指導、学校外での活動の引率、用具・施設等の点検・管理、指導計画の作成等を行う。 | 欠員が出た場合に採用 |
| 任 用 期 間 | 採用の日 から 令和7年3月31日 まで | 報 酬 |
| 勤 務 時 間 | 担当する部活動の活動状況に沿って、学校長との協議により別途定める。 | 時間額 |
| 勤 務 日 (勤 務 形 態) | 担当する部活動の活動状況に沿って、学校長との協議により別途定める。 | 1,362 円 |
| (休 憩 時 間) | 1日6時間超勤務の場合は勤務時間内に1時間の休憩 | (締 切 日 及 び 支 払 日) |
| (1 日 の 勤 務 時 間) | 0.5~7 時間 (年間 750 時間以内) | 月末日締め、翌月20日払い |
| (時 間 外 勤 務 の 有 無) | 有 ・ 無 | 期 末 ・ 勤 勉 手 当 |
| 休 日 | 週休日及び条例で定める休日(勤務形態により変更される場合があります。) | 支給要件あり (任期の定めが6か月以上及び週15.5時間以上) |
| その他特記事項 | 1 条件付採用期間は、1か月となります。ただし、実際に勤務した日数が15日に満たない場合や勤務評価によっては、延長される場合があります。 | (期 末 ・ 勤 勉 手 当 支 給 率) |
| | 2 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分及び分限処分の対象となります。 | 2. 25月(在職期間に応じて支給率の減あり) |
| | 3 任用予定期間満了後、「勤務成績が良好」など一定条件を満たした場合は、再度の任用がされることもあります(公募によらない再度の任用は連続2回まで可)。なお、任用を開始する月から勤務できない場合は、任用できません。 | (期 末 ・ 勤 勉 手 当 支 払 月) |
| | 4 勤務条件書に明示した部分も含め、関係する法律、条例、規則等が改正された場合は、勤務条件等が変更される場合があります。また、新年度の予算額が変更となった場合は、勤務条件等が変更される場合があります。特に、職種ごとに定められた号給から算出される報酬の時間額が、地域別最低賃金の額(神奈川県)を下回る場合に、当該地域別最低賃金の額を満たす時間額であって、当該地域別最低賃金の額との差額が最も小さい時間額となる号給から時間額を算出しますが、常勤職員の給料表に改訂があった場合は、時間額に増減が発生する可能性があります。 | 通 勤 に 係 る 費 用 弁 償 |
| | 5 欠員が出た場合に選考の対象となります。 | 支給要件あり(上限55,000円) |
| | 6 部活動の活動状況によって、勤務時間に変動があります。また、大会等の内容によっては、休日の業務も発生します。 | 昇 給 ・ 昇 格 ・ 退 職 手 当 |
| | | なし |
| | | 健康(厚生年金)保険 雇 用 保 険 |
| | | 加入可能(加入要件あり) |
| | | 災 害 補 償 |
| | | 公務災害及び通勤災害による負傷等は、補償の対象に該当 |
| | | 休 暇 ・ 休 業 |
| | | 取得要件あり (年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)等) |